



道路に乗り入れ（段差解消）ブロックなどを設置しないでください

敷地と道路の段差を解消するため、道路上に乗り入れ（段差解消）ブロックや鉄板などを設置することは、道路法に違反するため禁止されています。

設置したブロックなどにより歩行者や自転車・バイクの転倒事故が発生する危険性があり、設置した人に事故の責任が及ぶ場合があります。

また、雨水の流れを止め、冠水の原因になることがあります。

敷地と道路の段差を解消したい場合は、道路工事施工承認申請により、道路の歩道部分や縁石などの切り下げ工事を自費（個人負担）で行っていただくこととなります。

詳しい内容についてはお問い合わせください。

道路の適正な使用と安全確保にご理解ご協力いただきませう、よろしく願います。

**問い合わせ先**

建設課

☎(48)2113

高齢者の方にデマンドバス「おでかけ号利用券」を交付します

市では、電車・バス等の交通機関を利用することが困難な高齢者の方に対して、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンドバス「おでかけ号利用券」を交付しています。

平成27年度分の利用券を次のとおり交付します。（平成26年度に申請された方も、今回申請が必要になります。）

**利用対象者**  
・下野市おでかけ号利用登録者（未登録の方は申請時に受付します。）  
・平成28年3月31日において満80歳以上となる方

**交付枚数**  
利用者1人に対し利用券10枚を交付します。  
※乗車1回につき利用券1枚を使用します。

**有効期限**  
交付した日から平成28年3月31日まで  
※1年間利用できる「おでかけ号利用券」の交付は年1回となります。

**申請場所**

- ・高齢福祉課（きらら館）
- ・市民課国分寺窓口（国分寺庁舎1階）
- ・市民課石橋窓口（石橋庁舎1階）
- ・市民課南河内窓口（南河内図書館2階）

**申請方法**

印鑑、下野市おでかけ号登録証、保険証をご持参ください。

※代理申請も可能です。その際は、代理者の印鑑もあわせて持参ください。

**申請受付開始**  
3月24日（火）  
※利用開始は4月1日からになります。

**利用券の交付**  
申請内容を審査した後、郵送にて交付します。  
※4月以降、平成26年度の利用券はご利用いただけませんので、ご注意ください。

**問い合わせ先**

高齢福祉課  
☎(52)1115

ボランティア紹介  
シルバー大学校  
南河内地区同窓会

1月27日、仁良川コミュニティセンターにてシルバー大学校南河内地区同窓会が中心となって運営しているふれあいサロン陽だまりが開催されました。

会員も加入している「どじょう揃い踊り愛好会」のみなさんが踊りを披露したり、どじょう揃い踊り体験やハーモニカ演奏による全員での合唱と、楽しい時間を過ごされました。

ふれあいサロン陽だまりは毎週火曜日・金曜日に開催され、ボランティアの活動をしています。

